

令和7年4月22日

こども発達支援施設「あいむ」の竣工式を開催＝5月11日
8日に内覧会を実施

市は5月11日、上野町の旧綾部幼稚園施設を活用して整備した、こども発達支援施設「あいむ」の竣工式を開催する。

同施設は、発達に支援が必要な子どもとその家族、子どもが通う学校や保育所等に対し、切れ目の無い一貫した支援を提供するなど、子どもの発達を総合的に支援する体制の強化・充実を図ることを目的に整備。児童発達支援や放課後等デイサービスなどの機能を一元的に備えている。施設は、5月12日に供用を開始する。

また、同施設の開設に伴い、市は4月28日から、こども家庭センターの窓口を保健福祉センター（青野町）内に一本化する。市では、令和6年度に「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子ども、子育て世帯への一体的な相談支援を行っている。現在、市役所西庁舎で児童相談業務、保健福祉センターで母子保健業務を行っているが、児童相談業務を保健福祉センターへ移転。窓口を一本化することで、さらにきめ細やかに連携し、早期の支援につなげる体制を強化する。

記

○竣工式

日 時 5月11日（日）午前10時～11時
場 所 こども発達支援施設「あいむ」
遊戯室（上野町）
内 容 市長あいさつ、工事概要報告、
感謝状贈呈、テープカットなど



○内覧会（報道機関向け）

日 時 5月8日（木）午後1時～3時
場 所 こども発達支援施設「あいむ」（上野町）
内 容 施設の説明、見学

○概要

【事業概要】

- ・事業年度 令和5年度～6年度
- ・整備概要 鉄筋コンクリート造一部木造平屋建て 延べ床面積889.79㎡
旧綾部幼稚園の保育室棟・遊戯室の改修、管理棟新築、
電気設備工事、太陽光パネル設置等
- ・総事業費 約4億8千万円



【施設概要】

- ・ 名 称 綾部市こども発達支援施設「あいむ」
- ・ 所 在 地 綾部市上野町上野 1 2 9 番地
- ・ 主な機能 活動室 4 室、遊戯室、相談室 2 室、検査室、会議室、事務室など
- ・ 事業内容 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業など
- ・ 利用対象者
 - 児童発達支援事業 ・ ・ ・ 概ね 1 歳から就学前までのこども
 - 放課後等デイサービス事業 ・ ・ ・ 小学校 1 年生から 6 年生までのこども
 - 保育所等訪問支援事業 ・ ・ ・ 保育園、こども園、幼稚園、学校、放課後学級などに在籍しているこども

○事業の経過

- ・ 市ではこれまで、青野町の保健福祉センターの一室を、発達に支援の必要な子どもの「療育教室」として運営してきた。
- ・ 近年、保護者が子どもの早期療育を希望するようになり、利用者が大幅に増加。
- ・ 関係者や保護者から、広い場所での療育教室の要望や、就学後の児童の受け入れの要望があった。
- ・ このことから場所の検討を重ね、旧綾部幼稚園を子どもの発展的利用施設として、新たに「こども発達支援施設」を整備することを決めた。

○ポイント

- ・ こども発達支援施設「あいむ」の整備に向けて、令和 5 年度から、保育士、作業療法士を確保し始め、保健師の配置や会計年度職員の増員など大幅に専門職の配置を増やした。
- ・ 十分なスペースでのびのびと体を動かす場所と、落ち着いて過ごせる空間の確保が可能となった。
- ・ 保育所等訪問支援の開始により、通所による支援のほかに、保育所等へ職員が訪問し子どもへの支援や環境調整への助言などができる。
- ・ 放課後等デイサービスの開始により、これまで満杯状態だった民間事業者とともに受け入れ体制を拡充できる。
- ・ 太陽光パネル設置による再生可能エネルギーの活用（電気自動車も設置予定）
- ・ 旧綾部幼稚園が再び子どものための施設としてリニューアルする。

＜問い合わせ＞

こども支援課 課長 四方和加美 電話 0 7 7 3 （ 4 2 ） 4 2 5 1

綾部市こども発達支援施設「あいむ」

児童発達支援(療育教室)

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援



こどもたちみんなが安心して過ごせるようにサポートします。

綾部市上野町

令和7年5月12日(月)

OPEN

児童発達支援(療育教室)

発達に支援の必要なおおむね1歳から就学前のお子様に対して、小集団での遊びを通して運動・認知・言葉・社会性などの発達を促し、自信や意欲を育てていきます。

放課後等デイサービス

New

発達に支援の必要な小学生のお子様に対して、放課後や夏休みなどの休業日に、ひとりひとりに応じた自立支援や余暇支援を行い、社会参加を促していきます。

保育所等訪問支援

New

発達に支援の必要なお子様がお通われる保育園やこども園、教育機関、放課後学級などを専門職員が訪問し、集団生活適応のための支援を行います。

《利用の受付について》

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用をご希望・ご検討されている方は、裏面をご確認の上、下記までご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

綾部市 健康こども部
こども支援課 発達支援担当

☎ 0773-42-0020 FAX 0773-42-5488

受付時間【平日】8時30分～17時15分 11

【綾部市ホームページ】

組織から探す → 健康こども部へ
→ こども支援課 → 発達支援担当
のお問い合わせフォーム から
もお気軽にご連絡ください。

放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 について

まずはご相談
ください



放課後等デイサービス ご利用案内

対 象：令和7年度に小学1年生～小学6年生になられるお子様
定 員：10名／日
開所日：月曜日～金曜日
休所日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
お盆（8月13日～15日）
サービス提供時間：12時30分～18時00分
*学校やご自宅で昼食を済ませていただいてからの通所となります。



放課後等デイサービスの 送迎について

小学校、支援学校、放課後学級、他の放課後等デイサービス事業所等へお子様をお迎えに行きます。ご自宅から当施設もしくは当施設からご自宅までは、保護者様の送迎をお願いします。



保育所等訪問支援 ご利用案内

対 象：保育園、こども園、幼稚園、学校、放課後学級などに在籍しているお子様
頻 度：月に1～2回程度の訪問支援が目安ですが、お子様の状況や時期などによって適切な頻度を設定します。

ご利用料金

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援をご利用の際には、児童福祉法に定められた利用料金をいただきます（3歳児～5歳児のお子様につきましては無償化対象となります）。
*通所受給者証に記載の利用負担上限月額内の負担となります。
*放課後等デイサービスの課外活動時に必要な代金、おやつ代等は実費負担となります。

ご利用になるには？

*放課後等デイサービスや保育所等訪問支援は、**保護者様からの依頼**によって提供されるサービスです。サービスを利用するためには、申請の手続きや事業所との面談等を経て、**自治体で発行された通所受給者証**が必要です。
*放課後等デイサービスの申請時に障がい者手帳を所持されていない場合は、**医師等による診断書または意見書**が必要です。

【お問い合わせ先】

綾部市 健康こども部
こども支援課 発達支援担当

☎ 0773-42-0020 FAX 0773-42-5488
受付時間【平日】8時30分～17時15分

【綾部市ホームページ】

組織から探す → 健康こども部へ
→ こども支援課 → 発達支援担当
のお問い合わせフォーム からもお気軽にご連絡ください。